

## 利用規約

### 1. 規約の範囲

オープンスペース・セサミ（以下「当枠組み」という）の利用に関して締結する契約は、この規約の定めるところによるものとします。この規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

### 2. 当枠組みの概要

ネフネの通常営業外の時間帯とスペースを活用して、さまざまな場づくりの活動を行えるように設けた枠組みです。店主として登録いただくことで、登録期間中はスペース利用料が無料となり、店主が開催した企画による収益を、あらかじめ定めた割合にて店主とネフネで分配します。

### 3. 利用可能の曜日と時間

【曜日】土曜日・日曜日・月曜日・火曜日・水曜日（但し年末年始等の休業日を除く）

【時間】1部枠（10:00～13:00）、2部枠（13:30～16:30）

※設営及び撤収もこの範囲内で行ってください。

### 4. 利用可能の部屋

1階ギャラリースペース、2階オカッテルーム（西側）、2階ありんこルーム（東側）

※NEFNEのイベント等で利用できない場合もあります。

### 5. 店主登録

何らかの「場」をひらく意思のある方は、店主になれます。ネフネ店頭で登録してください。

登録料 6,000円/年（継続2年目～5,000円/年）

※店主はLINEオープンチャットへの参加が必要となります。

※18歳未満の方は登録できません。

※通院中の方は、治療方針との兼ね合いの観点から、主治医の承諾を得てから登録してください。

※一旦お支払いいただいた登録料は、イベント開催の有無に関わらず返金できません。

### 6. 利用料金

スペースの利用料は無料です。

店主は、開催収益から決まった割合をネフネに支払ってください。

|                                 | 店主          | ネフネ |
|---------------------------------|-------------|-----|
| 参加者からあつめた参加費（寄付は除く）             | 50%         | 50% |
| 物販または講師での収益の場合                  | 80%         | 20% |
| 収入がなかった場合、または<br>部屋の追加（ひと部屋につき） | ネフネに500円支払い |     |

※支払いはひと部屋・ひと枠ごとに発生します

※来場者からの「参加費」は300円以上で設定してください

※物販価格や講師料は自由に設定してください

### 7. 利用方法

①枠の空きを確認後、オープンチャットから予約

②イベント終了後に、報告と精算をしてください

### 8. 設備・備品等の使用について

別紙記載の貸し出し備品は無料で使用できます。設備・什器等に損傷の恐れがある場合は必ず養生してください。物品の搬入出を行う場合は、利用時間内に行なってください。

## 9. 販売・管理等について

スペース内での作品・商品管理・会計等は店主管理となります。  
ご利用に伴い発生したゴミは、原則として各自お持ち帰りをお願いいたします。

## 10. 告知等について

店主はオープンスペース・セサミの共有 Instagram に、決められた回数の告知投稿ができます。  
店主個人の SNS 等では自由に告知してください。  
チラシ等は店主側でご用意ください。ネフネ店舗に設置・掲示できます。

## 11. 損害賠償及び免責

店主及び店主が手配された業者、来場者など関係者の故意または過失により当施設または当施設の設備・什器備品を毀損、汚損、滅失させたときは店主に損害を賠償していただきます。  
当施設の利用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、当施設は一切の責任を負いませんのでご了承ください。尚、当施設側ではお客様の貴重品・物品等をお預かりしておりません。  
天災、火災、その他の不可抗力によって当施設の利用が困難となった場合、これらの不測の事態による損害について当施設は一切責任を負いかねますのでご了承ください。

## 12. ご利用の制限

以下の項目に該当する場合、予約の取り消しまたは利用をお断りする場合があります。予約が取り消された場合、お客様が被った損害については、当施設は一切責任を負いかねますのでご了承ください。

- 「店主登録申込書」の記載事項が実際と異なる場合。
- 当施設または当施設の設備・什器備品を損傷・汚損する恐れがある場合。
- 当施設で定めた利用規約に違反した場合。
- 関係官公庁より中止命令が出た場合。
- 宗教団体、思想団体、政治団体またはこれに類する集会等の目的と当施設が判断した場合。
- 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条の指定暴力団または指定暴力団連合またはその他集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体、もしくはその構成員による催事である場合。
- ネットワークビジネス、マルチ商法、MLM、投資勧誘・斡旋等を行っている場合。
- 催事目的が詐欺行為その他非合法・反社会的目的等であるとき、またはそのおそれがある場合。
- 公序良俗に反するまたは法律に違反する恐れがあると当施設が判断した場合。
- その他理由の如何にかかわらず、利用目的等が当施設で行うには相応しくないと当施設が判断するとき。

また、次に掲げる行為は禁止します。

- 当方の承諾のない掲示、販売、寄附募集行為等。
- 危険物（火薬、油脂、薬品、毒性ガス、劇薬、ガスボンベ等）の持ち込み。
- 腐敗物、腐食物等の臭気を伴う物の持ち込み。
- 大音響を発するものの持ち込み。
- 当施設の什器・備品等の無断での移動、損傷、汚損。

2025年12月1日制定  
2026年4月17日改訂